平成 26 年度　地域活性化総合特別区域評価書【正】

作成主体の名称：　高松市

１　地域活性化総合特別区域の名称

中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

２　総合特区計画の状況

①総合特区計画の概要

本特区では、人口減少・超高齢社会においても持続的発展を遂げるため、民間の知恵と地域資産を活用し、地域産業の活性化及び地域固有のコミュニティの維持・再生を図り、持続可能なコンパクト・エコシティのモデル構築を目指すものであり、商業・農業者、地域住民及び行政が互いに協力し、これまでの制度や常識に囚われない新たな発想で、地域の活性化に資する効果のある事業を展開する。

②総合特区計画の目指す目標

各地域で育まれた産業を活性化する内発型まちづくりの観点に立ち、中心市街地と郊外田園地域との連携により、農業、小売業など地域にとって最も基本となる産業の再構築と地域活性化を図る。特に中心市街地では、エリアマネジメントの考え方に基づき、賑わいや魅力創出に資する事業を住民等が提案・実施し、商業の活性化及び定住人口の増を目指す。

また郊外田園地域では、中心市街地再生のノウハウを用い、農業やコミュニティの再生に資する事業に取り組み、新規就農者の増を図ることを目標にする。

③総合特区計画の指定時期及び認定時期

平成２４年７月２５日指定
平成２５年３月２９日認定
平成２５年６月２８日一部変更

３　目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙１）

①評価指標及び留保条件

評価指標

評価指標（１）：都心部の居住人口割合[進捗度 71%]
数値目標（１）：26.8%（平成 22 年度実績）　→　28.0%（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 27.0%、当該年度実績値 26.8%、進捗度 71%］
評価指標（２）：中央商店街１階空き店舗率[進捗度 75%]
数値目標（２）：14.1%（平成 22 年度実績）　→　10.0%（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 12.0%、当該年度実績値 13.3%、進捗度 75%］

評価指標（３）：新規就農者数[進捗度 258%]
数値目標（３）：7 人（平成 22 年度実績）　→　年間 15 人（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 12 人／年、当該年度実績値 31 人／年、進捗度 258%］
評価指標（４）：中央商店街に出荷した農家数[進捗度 64%]
数値目標（４）：8 人（平成 22 年度実績）　→　38 人（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 22 人／年、当該年度実績値 14 人／年、進捗度 64%］

②寄与度の考え方

該当無し

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

本特区では消費者に近く、販売戦略に優れる商業者と生産能力に優れる農業者等が互いに持つ比較優位性を十分発揮し、相乗効果を生み出す考えである。

具体的には、市街地再開発事業などの新規ハード整備の取組に加え、農産物や工芸品など地域資源の製作・販売の場として商店街の空き店舗等既存ストックを有効活用するとともに、新規就農者等が生産した新鮮な農作物を提供する産直市場の開設や公共交通の利便性向上、歩行者の回遊性を高める公共空間整備等により、中心市街地の魅力と利便性を高め、空き店舗率の改善と居住者の都心回帰を図るものである。さらに、商店街での取組や地域資源を効果的に情報発信していくことで、集客と地域資源のブランド化を図り、魅力ある商品の生産地（郊外田園地域）へグリーンツーリズムとして人々を引き付け、地域全体を活性化するものである。

④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙１－２）

総合特区計画認定後、２カ年が経過し、これまで規制の特例措置により実現した特定酒類製造事業や農地取得の下限面積の引き下げによる農地の有効活用、既存制度を活用した新規事業に取り組んできた。一方、地権者の合意形成が難航している市街地再開発事業や地域にとっては必要であるが採算性の厳しい丸亀町ファクトリー事業やカーシェアリング事業等は事業化に至っていない。平成 27 年度以降は、事業採択受けた総合生鮮市場事業や農業人材育成事業（さぬき農園ぐらし「まなび Café プロジェクト」）の早期完了を目指すとともに、商店街周辺エリアを含む中心市街地全体の活性化の観点から、バス路線の拡張事業や回遊性向上事業（歩行者空間整備）、既存ストック（公共的空間）の有効活用方策を検討し、具体化することを目指す。

４　規制緩和を活用した事業の実績及び自己評価（別紙２）

構造改革特区法の特定事業：特定農業者による特定酒類の製造事業（酒税法）

特定農業者による特定酒類の製造事業を活用し、人口減少・超高齢化と耕作放棄地の増が著しい塩江地区において、濁酒の製造販売による地域活性化を目指すこととし、平成 25 年３月に計画認定を受け、約１０ヵ月間で商品化が実現した。

特に、商品の販売所として、平成 25 年度は商店街の地産地消型ショップ（まちのシューレ）と観光地（栗林公園）の２店舗のみであったが、積極的な PR 活動等を行い、現在は市

内有数の酒店、道の駅（２カ所)、スーパー（１か所)、コンビニ等まで販路を拡大している。また、この生産規模拡大に伴う耕作面積の増により、耕作放棄地（約２０アール）が活用されるなど、農地再生に効果が現れていることも評価できる。

今後は商品のブランド化と安定した収益確保により、雇用者の拡大を図るとともにグリーンツーリズムの取組も進め、塩江地区の活性化を図る計画である。

５　財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙３）

財政支援：　該当なし

税制支援：　該当なし

金融支援（利子補給金）：　０件

総合生鮮市場事業は事業規模の縮小を図るとともに資金調達には国庫補助金と私募債を充てることにしたため、利子補給の適用外となった。また、公共空間整備事業（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）については、補助金採択協議が整わず、金融機関協議に至っていない状況である。

６　地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙４）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

総合特区指定により、民間事業者、地域住民、行政の連携強化が図られるとともに、都市政策と農業政策との協力体制が構築された。また、地域全体として、各主体が相互に協力して地域の課題解決に取り組もうとする機運が高まる中、これまで実施困難とされていた農地取得の下限面積（農地法第３条第２項第５号）の緩和や地域再生に資する地域独自の新規事業を検討・一部実施したことは本市のまちづくりにとって有意義なものである。特に、農地取得の下限面積の緩和では、耕作放棄地の所有権移転が行われ、適正に管理されるケースが見られる。

＜農地取得の下限面積の緩和による実績＞

平成 25 年度実績値 79 件　面積：約 110,000 ㎡

平成 26 年度実績値 61 件　面積：約　72,000 ㎡

７　総合評価

本特区では、民間視点で調査・研究を進め、地域にとって必要な事業として１２事業７規制緩和を提案し、国と地方の協議会や地域協議会、関係機関との協議を行うなど、事業化に向け取り組んできた。これまでに農地取得の最低面積の緩和や地産地消型ショップ導入事業（濁酒製造販売事業）が実現したほか、総合生鮮市場事業や町営バス拡張事業等を着実に進めている。また協議の過程で対応が困難となったものや資金調達の問題等から一部進捗に遅れのある事業もあるが、代替案等を含め、再検討している。

今後、本特区では、計画的かつ効果的な事業推進を図るため、計画期間中において、提案事業の計画-実施-評価-見直しを的確に実施することにしており、計画認定後２年目となる平成 26 年度は計画～実施、平成 27 年度以降は本格実施の予定である。引き続き官民が連携し、総合特区の目標達成に向けた取組を実施していく。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初（平成22年度）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
評価指標（1） 都心部の居住人口割合	数値目標（1） 都心部の居住人口割合 26.8%(平成22年度)→ 28.0%（平成28年度）	目標値		26.8%	27.0%	27.5%	28.0%	
		実績値	26.8%	26.7%	26.8%			
	寄与度(※):－	進捗度（%）		0%	71%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		中心市街地活性化には、波及効果の大きい居住の都心回帰が最重要課題である。 本市ではモータリゼーションの進展等により、著しい居住の郊外流出が進んでおり、集約型都市構造を目指す上でも行政主体の都市計画施策等と併せて総合特区事業に取り組み、10年前の数値（約28.0%）に戻すことを目標にしている。特に本特区では、市街地再開発事業等居住人口の増に直接的効果のある事業の他、ソフト施策を含む新たな事業に取り組み、居住環境の改善や魅力向上を図るものである。 【関連事業】 ・総合生鮮市場事業：食料品店が少なく、業種が偏った商店街において、来街者や居住者のニーズに対応した安価で新鮮な地産生鮮食品を販売し、居住環境の改善を図る。 ・市街地再開発事業：住宅床割合と波及効果の大きい市街地再開発事業を実施する。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		過去10年間の都心部居住人口割合は、一貫して減少傾向にあるが、総合特区を機に、現状人口の維持を念頭として、回復基調に戻し、平成28年度末には、10年前の値（約28%）を目指す。 減少傾向（トレンド）にある評価指標で、増加させる数値目標を設定しており、平成26年度以降の進捗度はトレンドの数値との差を計算することにより詳細な評価を行うこととした。 進捗率＝（実績値－趨勢値）/（目標値－趨勢値）　平成26年度の進捗率＝70.9% 趨勢値　H25（26.39%）　H26（26.31%）　H27（26.23%）　H28（26.16%）					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		市街地再開発事業の実施直後は、その直接効果と波及効果により居住の都心回帰の傾向が見られたが、その後は微増状態である。既に郊外化が進んだ本市において、都心部の需要を短期的に高めることは難しく、今後とも効果のある施策に粘り強く取り組んでいく必要がある。実施事業については、これまで資金調達や合意形成など進捗を妨げる要因が多くあったが、計画変更や代替案の検討により、事業推進を図っている。 〇総合生鮮市場事業については、平成26年度は、市場調査の結果等を踏まえ、規模縮小等の計画見直しや関係者等との調整を行った。平成27年度には地域商業自立促進事業（経済産業省）の採択を受け、住民の念願であった都市型市場が6月20日にオープンする予定である。 〇D・E街区再開発事業については、平成26年度に準備組合設立に向け、地権者調整に取り組んだが、現在のところ合意形成に至っていない。一方、D・E街区に近接した街区（大工町・磨屋町地区）で再開発の合意が得られため、平成27年度に先行して再開発推進計画を作成する予定である。なお、高松市は独自の補助要綱に基づき、準備組合の活動に対し補助する予定である。					
	外部要因等特記事項							

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
・D・E街区再開発事業については、一部の地権者の同意が得られていない状況であるが、収支計画の精緻化、地権者配当の検討などにより、速やかな合意形成が望まれる。 ・農業者との間の流通経路の創設を通して、新たな人材の育成を実現することが課題である。また市場事業について、NPOなど農業者サイドの様々な主体の活用が必要である。 ・産直所経営を足がかりにして、「中心市街地と田園地域の連携」を果たすような、独自の事業展開を行うこと。	・D・E街区については、これまで勉強会や説明会、個別交渉を行ってきたが、一部の地権者の合意が得られない状況である。一方で必要な都市機能の導入は、喫緊の課題あり、合意形成が得られた他街区について、先行して再開発推進計画を作成する。 ・市場事業については、農業者のため販路拡大の場として、NPO団体や新規就農者に開放するとともに商業者の販売戦略等を学ぶ育成の場しても活用する。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初（平成22年度）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
評価指標（2） 中央商店街1階 空き店舗率	数値目標（2） 中央商店街1階 空き店舗率 14.1%(平成22年度)→ 10.0%（平成28年度）	目標値		13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	
		実績値	14.1%	13.1%	13.3%			
	寄与度(※)：－	進捗度（%）		91%	75%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		中心市街地の空き店舗の増および小売販売額の減に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化は、都市機能の低下のみならず、郊外田園地域を含めた広域的交流の阻害要因となるなど、本市全体の活力を低下させる。このため、中心市街地において、以下の事業を実施し、中心市街地への需要を高め、空き店舗率を10.0%まで回復させる。 【地産地消型ショップ導入事業・総合生鮮市場事業・コミュニティ・レストラン・カフェ事業】 市民ニーズに対応した店舗の開設に空き店舗を活用する。 【公共空間整備事業】 既存再開発ビルの上部階に連絡通路を設けることで、商店街全体の回遊性を向上させ、利用しやすい施設と魅力ある空間を提供する。 【市街地再開発事業】 中心市街地活性化の起爆剤となる市街地再開発事業を進め、都市機能の更新と魅力向上を図ることで、その相乗効果により、空き店舗を解消する。 その他、カーシェアリングング事業や町営バス拡張事業、歩行者空間整備を行い、来街者等の利便性を向上を図ることで、中心市街地全体の価値を高める。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		これまで実施した市街地再開発事業等の相乗効果により、中央商店街の空き店舗率は一部のエリアでは改善基調にあるが、全体としては、依然として厳しい状況にある。平成28年度末までに、バブル崩壊後の平均的な水準である10.0%まで回復することを目標に、各年度比例按分値を設定する。 増加傾向（トレンド）にある評価指標で、増加させる数値目標を設定しており、平成26年度以降の進捗度はトレンドの数値との差を計算することにより詳細な評価を行うこととした。 進捗率＝（実績値－趨勢値）/（目標値－趨勢値）　平成26年度の進捗率＝74.7% 趨勢値　H25（16.80%）　H26（17.15%）　H27（17.48%）　H28（17.80%）					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		空き店舗率については、これまで実施した市街地再開発事業の波及効果等により改善傾向にあるが、引き続き商業需要を高める事業を実施していくことが重要である。これまで、事業計画を作成する中で、採算性が厳しいものや地権者調整・合意に時間を要するものは、進捗に遅れてが見られたたが、平成26年度に問題解決に向けた再検討や関係機関と協議を進めた結果、平成27年度には空き店舗を活用した地産地消型のローカルフードレストラン及びコミュニテイレストラン、総合生鮮市場がオープンする予定である。					
	外部要因等特記事項							

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
・C街区のデッキ整備による回遊性増大のメリットは、大きいとはいえない。また、空中広場の整備はD・E街区再開発の進展待ちである。これらの箇所以外でも回遊性を高める具体的な方策を検討すべきである。 ・デッキ整備を行うことの意義を商店街全体の開発計画と併せて検討すること。 ・どぶろく製造は廃校利用による規模拡大が計画されているが、地域の高齢者を中心とした雇用の拡大が望まれる。 ・どぶろくのPR活用を行い、さらなる普及を目指すこと。そうすることで、塩江町のどぶろく生産の輪が広がり、同地域の独自性も付与される。	・新たな公共空間整備が進まない中、既存公共的空間の有効活用や周辺施設を含む中心市街地の回遊性向上を図る方策を検討する。 ・どぶろくの販売所として、現地調査時は商店街の地産地消型ショップ（まちのシューレ）と観光地（栗林庵）の2店舗であったが、積極的な交渉を進め、現在市内有数の酒店、道の駅（2カ所）、スーパー（1か所）、コンビニ等で販売するなど、生産規模が拡大している。また生産規模拡大に伴い耕作面積の増が必要となり、地区内の耕作放棄地となる予定であった農地20アールを新たに活用することにした。今後は商品のブランド化と安定した収益確保により、雇用者の拡大を図るとともにグリーンツーリズムの取組を進め、地域活性化を図る。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

<table>
<tr><td rowspan="9">評価指標(3)
新規就農者数</td><td colspan="2"></td><td>当初(平成22年度)</td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">数値目標(3)
新規就農者
7人/年(平成22年度)→
15人/年(平成28年度)</td><td>目標値</td><td></td><td>12人／年</td><td>12人／年</td><td>12人／年</td><td>15人／年</td><td></td></tr>
<tr><td>実績値</td><td>7人／年</td><td>9人／年</td><td>31人／年</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>寄与度(※):－</td><td>進捗度(%)</td><td></td><td>75%</td><td>258%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">代替指標の考え方または定性的評価
※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業</td><td colspan="6">本特区の政策課題である地域産業の衰退の解決には農業の再生が不可欠であることから、以下の事業に取組み新規就農者数を平成28年度までに15人／年とすることを数値目標とする。
【総合生鮮市場事業】就農者の安定した収入を確保するため、中央商店街に総合生鮮市場を開設する。
【どぶろく製造販売事業】就農者の収益確保と持続可能な農家経営のため、農作物に付加価値を付ける取組みを行う。
【農地法施行規則第20条の緩和】農地取得の下限面積を40アールから20アールへ変更することで新規参入を容易にする。
【農業人材育成事業】高齢化が進む農業において、若い世代を対象とした人材育成を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等
※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等</td><td colspan="6">年間の新規就農者数を平成28年度末までに平成20～22年度実績値(総合特区指定申請時に入手可能であった最新データ)から倍増させることを目標とし設定する。
(参考:H20年度7人、H21年度8人、H22年度8人、H23年度7人、H24年度12人)</td></tr>
<tr><td colspan="2">進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性</td><td colspan="6">平成26年度の新規就農者数は、前年度を比べ大幅に増加した。この理由は、既存制度を活用した取組や職業選択の多様化によるものと考えられる。また、これまでに農地取得面積の最低限度の緩和や地元産米を使用した濁酒の製造販売事業を実現したが、当初計画に掲げた農業人材育成事業等新規事業の実施にあたっては、採算性や事業リスクの問題から、民間による実施が困難な状況である。今後は、青年就農給付金制度等既存制度を積極的に活用するとともに、中央商店街との連携による販売戦略指導や販路拡大を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部要因等特記事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
・特区で計画している農業人材の育成は進展していない。したがって、平成25年度の新規就業者数は平成22年度より若干増えているが、特区事業の成果とはいえない。商業サイドにより新しい販路設定を通した農業従事者の育成と併せて、NPOなどを活用した農業者サイド自ら人材育成の取組みの強化が必要である。 ・継続的な事業実施が行える運営形態を模索し、採算ベースに乗る形での運営が必要である。雇用形態としながらも、教育・研修をしっかりと行える形が求められる。 ・本特区の強みは、商店街が中心的に関っていることであり、生産物販売や活用など、6次産業化による事業展開ができている農業分野で人材育成が出来る可能性がある。	・総合生鮮市場では、農業者のため販路拡大の場として、NPO団体や新規就農者に開放するとともに商業者の販売戦略等を学ぶ育成の場しても活用する。 ・平成27年度に実施する「さぬき農園ぐらし（まなびCaféプロジェクト）」では、農家団体と子育て支援団体・商店街（生鮮市場）等が協力し、「学び」と「体験」をキーワードに農業体験や食育・料理教室等を開催し、地域農産物のPRと販売促進を図る。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初（平成22年度）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
評価指標（4） 中央商店街に出荷した農家数	数値目標（4） 中央商店街に出荷した農家数 8人／年(平成22年度)→38人／年（平成28年度）	目標値		15人／年	22人／年	33人／年	38人／年	
		実績値	8人／年	22人／年	14人／年			
	寄与度(※)：－	進捗度（%）		100%	64%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		実施する総合特区事業と目標との関連性が薄いとの指摘から、平成27年度から追加した指標である。 本特区では、中心市街地（商業）と郊外田園地域（農業）が連携した取組を行い地域活性化を図るものであり、地元産農作物のPRと販売に商店街が協力するものである。評価指標には、定量的に把握できる「中央商店街に出荷した農家数」を掲げ、産直市場や地産地消型のローカルフードレストラン等を設ける。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		これまでにも、商店街独自の取組みにより、地産地消型店舗の設置やイベント開催等を行い、年間約10農家の地元農家が出荷していたが、総合特区を機に、さらに連携を深め、出荷農家数を増やすものである。目標設定値は、総合特区で実施予定の事業が実現した場合に見込まれる農家数（38農家）とする。 （参考：H22年度8人、H23年度8人、H24年度14人）					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		提案事業である都市型市場の導入については、補助採択が受けられず、資金面で実施困難であったが、平成26年度中に出荷農家との調整を図っていたため、平成27年度の補助採択後、早期オープンが可能となった。今後はローカルレストランの設置や既存公共的空間等の活用、各種PRイベントの実施により、中央商店街への出荷農家数を増やし、商業と農業の活性化を図る。					
	外部要因等特記事項							

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
該当なし	該当なし

総合特区工程表（5年間スケジュール）
特区名：中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

※ 青書はは平成27年度に着手する事業
※ 朱書は新規検討事業

年：H24（4〜12月）、H25（1〜12月）、H26（1〜12月）、H27（1〜12月）、H28（1〜12月）

【全体】

総合特区事業（商業・農業関係）

- 提案事業の精査、新規事業の検討
- 内閣府・各省協議：秋協議（H24 9月）／春協議（H25 3月）／**秋協議 規制緩和協議**（H27 9月）
- 実施計画策定
- 事業実施

事業1 丸亀町ファクトリー事業

- 事業内容の再検討：事業性・手法の再検討／プロデュース機能構築調査／事業の実施（既存地産地消型ショップ規模拡大、新商品のプロデュース等）

事業2 地産地消型ショップ導入事業

（濁酒製造販売事業）

- 酒造免許取得講習会
- 免許申請・取得：●（申請）●（取得）
- 製造場建築・設備工事：既存建物の改修・設備工事
- 製造・販売：試験製造／販売開始（農家レストラン）→ 中央商店街等で販売 → 施設規模・販路の拡大 → 雇用の拡大

（濁酒以外の事業）

事業性・手法の再検討 （既存店舗活用や総合生鮮市場事等との連携など）／事業の実施

（その他の取組）

- ソフト事業：HP、広告、メディア等による広報活動の強化　イベントの開催

事業3 総合生鮮市場事業

第5回認定（利子補給）

- 市場調査：地域商業再生事業（経産省）を活用
- 課題の整理
- 事業計画書等作成
- 事業採択・交付申請・決定
- 内装・設備工事
- 供用開始

事業4 公共空間整備事業

（商店街内回遊性向上事業）

第5回認定（利子補給）

- 関係機関協議：資金調達協議・事業方針の見直し
- 事業手法の再検討：（市街地再開発再開発事業に併せた検討）

（DE街区空中広場）

国と地方の協議（規制緩和協議）／D・E街区再開発事業計画と併せた検討／事業化に向けた検討および手続き（D・E街区との連絡を含む）

（中心市街地全体の回遊性検討）

現況調査、課題把握、規制緩和協議／実施計画（案）・事業実施

事業5 カーシェアリング事業

- 事業実施：既存民間駐車場で実験的実施／市街地再開発時に本格導入予定

事業6 町営バス拡張事業

- 課題分析・需要調査：調査委託契約
- 事業計画・資金計画の作成
- 事業実施：拡張事業の実施

事業7 丸亀町商店街福利厚生事業					
課題分析		事業内容の検討・方針の決定		事業の実施	
事業8 市街地再開発事業					
D・E街区		現状把握・課題整理		勉強会の実施 ● 準備組合の設立	事業化に向けた検討・合意形成
大工町・磨屋町地区				推進計画策定	関係機関協議等
事業9 高松型農地再生事業					
規制緩和（地域独自の取組）		● 農地取得面積最低限度の緩和	農地取得等における下限面積緩和（農地法第3条許可）の受付		
耕作放棄地等の有効活用		新規就農支援（既存制度活用）			
その他の取組		観光と連携したグリーン・ツーリズム、地域提案型活動、ITを活用した消費者とのネットワークづくり（固定客確保による農業経営の安定化）、コミュニティレストランの開設			
事業10 農業人材育成事業					
実施検討		現状把握・課題整理	既存研修制度（青年就農給付金）の積極的活用	商店街と連携した人材育成事業	
事業11 コミュニティ・レストラン・カフェ事業					
実施検討		実施主体・手法の検討			
事業実施				事業実施（ローカルフードレストラン・コミュニティレストランのオープン）	
事業12 市民ファンド創設					
関係機関協議					
少人数私募債の発行		● **H25.3.31少人数私募債発行**			
募集開始		私募債の募集・新たな資金調達に向けた検討		募集強化	

（注）工程表の作成にあたっては、各事業主体間で十分な連携・調整を行った上で、提出すること。

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

特定国際戦略（地域活性化）事業の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
地産地消型ショップ導入事業 （濁酒製造販売事業）	数値目標（1） 数値目標（3）	平成25年11月に酒類製造の免許取得後、平成26年2月に商品化が実現し、農家レストランと中央商店街の2店舗で販売開始。その後、着実に販路を拡大し、現在はスーパーやコンビニ、酒店、道の駅等でも販売。	・生産量：130～280本／月 ・販売価格：1，620円（税込） ※小ロット生産であり、販売即完売の状況。 ・耕作放棄地20アールの解消	総合特区計画認定後、1年以内に商品化が実現し、その後は着実に生産量を増やしている。今後は、販路拡大やどぶろく祭り等地域主体のイベントの実施、さらにグリーンツーリズムなどにより、地域活性化を図る。	規制所管府省名：財務省 ☐ 特例措置の効果が認められる ☐ 特例措置の効果が認められない ⇒☐要件の見直しの必要性あり ☑ その他 ＜特記事項＞ 製造販売から1年ほどしか経過しておらず、事業規模も小規模にとどまっているため、現時点での評価は時期尚早。引き続き事業を推進していただきたい。

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価

全国展開された措置の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
					規制所管府省名：＿＿＿＿＿＿ ＜参考意見＞

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
道路上空の連絡通路や民間公共広場の設置は、特定行政庁の許可で実施可。	数値目標（1） 数値目標（2）	D・E街区内の空中広場は、現行法で対応可能であることを前提に、再開発計画を検討中。	－	国と地方の協議により、実施困難と考えていた施設計画が可能となったことは評価できる。今後、関係機関との協議により、計画を具体化する。	規制所管府省名：国土交通省 規制協議の整理番号：2054 ＜参考意見＞

■上記に係る現地調査時指摘事項

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
・どぶろく製造は廃校利用による規模拡大が計画されているが、地域の高齢者を中心とした雇用の拡大が望まれる。 ・現在、どぶろくは中心市街地等での販売に止まっているが、まちなかの飲食店や居酒屋などが濁酒に合うメニューやカクテルの開発を行うなど、さらなる普及を図ること。 ・道路上空の連絡通路や民間公共広場の設置は、進捗していない状況であり、これらの箇所以外でも回遊性を高める具体的な方策を検討すべき。 ・回遊性向上については、商店街全体の開発計画と併せて検討し、他地域などでの取組事例を活用すること。	・どぶろく製造販売事業は生産拡大など着実に進んでおり、今後とも、民間事業者の取組に対し、適切な助言・指導を行う。 ・これまでの協議結果を踏まえ、商店街の回遊性を向上する取組については、D・E街区再開発と併せた整備を行う。この場合、隣接施設を含む商店街全体のユニバーサルデザイン化や防災性を十分考慮し、快適で安全な市街地空間を提供する。 ・丸亀町商店街エリアに限定せず、周辺観光地（歴史・文化資源）や集客拠点を含む中心市街地全体の回遊性向上を図り、観光客等来街者を商店街に誘導するなど、広域的なネットワークの形成を検討する。

■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	H26	累計	自己評価
財政支援①		財政支援要望	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		国予算(a)（実績）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		自治体予算(b)（実績）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		総事業費(a+b)	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	H26	累計	自己評価
税制支援①		件数						

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	H26	累計	自己評価
・総合生鮮市場事業 ・公共空間整備事業（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）	数値目標（１） 数値目標（２） 数値目標（３）	件数						総合生鮮市場事業は事業規模の縮小を図るとともに資金調達には国庫補助金と私募債を充てることにしたため、金融機関協議を要しない。 一方公共空間整備事業（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）については、補助金採択協議が整わず、金融機関協議に至っていない。

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]

地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

■財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
D･E街区市街地再開発事業	数値目標（１） 数値目標（２）	再開発事業の早期事業化に向け、地権者調整や説明会の開催等に要する経費の一部を支援するため予算化。 （予算額550千円）	複雑な権利関係や地権者の高齢化、反対者の存在など、事業の初期段階における調整には多大な時間を要するが、市が補助金を交付することで民間調整コストの軽減を図る。	高松市
大工町・磨屋町市街地再開発事業	数値目標（１） 数値目標（２）	D･E街区で地権者合意が得られず進捗しない中、近接街区で再開発事業の地権者合意が得られたため、再開発推進計画を策定予定（平成27年度補正対応）。	本事業については、必要な都市機能の導入や人口増に資する事業であると認められるが、費用便益分析等経済分析に基づく適正な判断を要する。	高松市
町営バス拡張事業	数値目標（１） 数値目標（２）	平成26年度は、来街者や高齢者・障がい者等を含む周辺住民に対する需要調査費の支援を行った。	中心市街地における高齢者等の移動困難者を対象に、バス拡張による来街機会の増加を図ることは重要である。次年度において、需要拡大を図るため、拡張ルートの運行実現を目指す。	高松市

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

■規制緩和・強化等

規制緩和

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
農地取得面積の下限面積の緩和（40a→20a）	数値目標（３）	農地取得等における下限面積緩和（農地法第３条許可）による申請状況（規制緩和対象）平成25年度実績値79件　面積：約110,000㎡　平成26年度実績値61件　面積：72,000㎡	規制緩和後、柔軟な就農が可能となるとともに小規模な耕作放棄地が解消されなど、規制緩和の効果が伺える。	高松市

規制強化

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名

その他

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名

■体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	
民間の取組等	

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]